

平成12年千葉市告示第116号

騒音規制法第17条第1項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める総理府令（平成12年総理府令第15号）別表の備考の規定により区域を次のとおり定め、平成12年4月1日から施行する。

なお、平成4年千葉市告示第99号（騒音規制法に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める区域区分等）は、平成12年3月31日をもって廃止する。

平成12年3月31日

千葉市長 松井 旭

騒音規制法第17条第1項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める総理府令別表の備考のa区域、b区域及びc区域	市長が定めた区域
a区域	平成4年千葉市告示第97号の2の表において区分した第1種区域
b区域	平成4年千葉市告示第97号の2の表において区分した第2種区域
c区域	平成4年千葉市告示第97号の2の表において区分した第3種区域及び第4種区域